

# 新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

2020年9月特集号

## 世帯や個人の皆様へ

休業や無給・減給などで生活への不安や生活資金の不足、税金や保険料の納付、学校・保育のことでお困りの皆様への支援を実施しています。支援内容の詳細は担当部署にお問い合わせください。

種類	制度など	支援内容	問い合わせ先	
給付	出産や育児に不安を抱える妊産婦の方々に	妊産婦特別支援給付金	令和2年8月31日までに妊娠届出書を提出した方または、令和2年4月28日以降に出産した方で、令和2年4月27日において本市に居住しかつ住民基本台帳に登録されている方に、妊産婦1人につき <b>3万円</b> （多胎妊娠の場合は3万円に子の数を乗じた額）支給します。	健康増進課健康増進班 ☎0475(72)8321
	ひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援	ひとり親世帯臨時特別給付金	基本給付 ①令和2年6月分の児童扶養手当受給者の方（支給済） ②公的年金等を受給しているひとり親の方 ③新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方 1世帯 <b>5万円</b> 、第2子以降1人につき <b>3万円</b> を給付します。 追加給付 ①、②に該当する方のうち新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少した方に1世帯 <b>5万円</b> を追加給付します。	子育て支援課児童家庭班 ☎0475(70)0331
	休業等による収入減で住居を失う恐れがある	住居確保給付金	家賃相当額を支援します。 支給期間＝原則3か月（最長9か月まで） 支給額（上限額）＝単身世帯 <b>37,200円</b> 2人世帯 <b>45,000円</b> 、3～5人世帯 <b>48,400円</b> 要件＝誠実かつ熱心な求職活動	社会福祉課社会福祉班 ☎0475(70)0330 市生活相談センターリンクサポート ☎0475(72)5439
	休業期間中に賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	事業主の指示により休業した中小企業の労働者のうち休業中に賃金を受け取れなかった従業員に対し、休業前賃金の8割（日額上限 <b>11,000円</b> ）を支給します。	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120(221)276
	療養のため仕事ができず給与がもらえない	傷病手当金	市国民健康保険および後期高齢者医療保険に加入している被用者（給付の支払いを受けている方）で、令和2年1月1日から令和2年9月30日の間に新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染が疑われ、療養のために連続4日以上仕事ができなかった方に傷病手当金を支給します。ただし、給与の全部または一部を受け取ることができる場合は、傷病手当金の支給額が調整される場合や支給されない場合があります。 ※適用期間は延長される場合があります。	市民課国保班 ☎0475(70)0334 市民課高齢者医療年金班 ☎0475(70)0336
貸付	休業等で収入が減少し、一時的に資金が必要	緊急小口資金（特例の貸付）	緊急かつ一時的に生計を維持するための資金を貸し付けします。 <b>20万円</b> 以内を無利子、無担保で貸付 据置期間1年以内、返済期間2年以内 ※受付期間9月30日まで	市社会福祉協議会 ☎0475(72)1995
	失業等により生活が困窮、生活費が必要	総合支援資金（特例の貸付）	生活再建までの間に必要な生活費を貸し付けします。 月 <b>15万円</b> 以内（単身世帯）、月 <b>20万円</b> 以内（複数世帯）を無利子、無担保で貸付 ※原則3か月以内 据置期間1年以内、償還期間10年以内 ※受付期間9月30日まで	市社会福祉協議会 ☎0475(72)1995
猶予・免除・その他特例措置	猶予	地方税	1年間、地方税の徴収猶予を受けることができます。令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税が対象。	税務課滞納整理班 ☎0475(70)0323
	減免	国民健康保険税	新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合や主たる生計維持者の収入減少が見込まれる場合、申請により減免になります。	税務課市民税班 ☎0475(70)0321
		後期高齢者医療保険料		市民課高齢者医療年金班 ☎0475(70)0336
		介護保険料		高齢者支援課介護保険班 ☎0475(70)0309
		国民年金保険料	収入源となる業務の喪失や売り上げ減少等、所得が相当程度減少した場合は、簡易な手続きにより免除申請ができます。	ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004 千葉年金事務所 ☎043(242)6320 市民課高齢者医療年金班 ☎0475(70)0336
	軽減	固定資産税	厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年間分に限り、償却資産と事業用家屋の固定資産税を軽減します。	税務課資産税班 ☎0475(70)0322
	特例の拡大・延長		生産性向上に向けた中小事業者等の新規設備投資を促進するため、特例の対象に事業用家屋と構築物が追加され、さらに期限を2年間延長します。	
	特例の期間延長	軽自動車税	軽自動車税の環境性能割の軽減措置が令和3年3月31日まで延長されました。	税務課市民税班 ☎0475(70)0321
	寄付金控除の特例	個人住民税	政府の自粛要請等を受けてイベント等（※）が中止、延期となった際、チケットの払い戻しを辞退した場合、確定申告を行うことで個人住民税の寄付金控除が受けられます。（※）国が指定するものに限られます。	
	住宅ローン控除の特例		入居開始が遅れた場合でも要件を満たした上で入居し確定申告を行うことで、特例措置の対象となります。	
上下水道使用料の支払い期限延長	上下水道使用料	収入が減少し、一時的に上下水道使用料の支払いが困難な方に対し、支払い期限の延長（猶予）の相談に応じます。	〈使用料関係〉 お客様センター（料金委託業者） ☎0475(50)4132 〈上水道〉 山武郡市広域水道企業団 ☎0475(55)7853 〈下水道（地下水のみ使用の場合）〉 下水道課管理班 ☎0475(77)6880	
ガス料金の特例措置	ガス料金	生活福祉資金貸付や国、県の給付金または融資制度の適用を受け、一時的に支払いが困難な方を対象に、ガス料金の支払い期限を1か月延長します。	ガス事業課 ☎0475(72)1131	

### 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

#### ◇一般的な相談

〈厚生労働省相談窓口〉 ▶受付時間＝9時～21時（土・日・祝日も実施） ☎0120(565)653 〈千葉県相談窓口〉 ▶受付時間＝24時間（土・日・祝日も実施） ☎0570(200)613

#### ◇新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合

以下のいずれかに該当する場合は、すぐにご相談ください。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。 ・重症化しやすい方（※）で、発熱やせきなどの比較的軽い風邪の症状がある場合。
- （※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方や、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方。
- ・上記以外の方で発熱やせきなど比較的軽い風邪の症状が続く場合。

〈山武保健所〉 ▶受付時間＝9時～17時（平日のみ） ☎0475(54)0611 ☎0475(52)0274

### 新型コロナウイルス感染者の公表について

感染者の公表は、地域保健法で定められた都道府県や指定都市、中核市、特別区の保健所を所管する地方地自体が行っており、市内で感染者が確認された場合は、千葉県が公表する情報をもとに、市ホームページに感染者情報を掲載しています。

千葉県は、感染症法および千葉県情報公開条例に基づき、感染拡大の防止に必要な範囲で、プライバシーの保護や風評被害に留意しながら、感染者に関する情報を公表しているため、感染者の市内における居住地域や行動履歴等は原則として公表されていません。

市民の皆さんにおいても、個人の詮索、誹謗中傷や風評被害につながるような行動は慎んでいただくと共に、引き続き感染症対策に努めていただくようお願いいたします。